令和　８年（ケ）第　　８７号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
大阪地方裁判所堺支部執行係
裁判所書記官　野　田　優　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　２日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１３日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後５時までです。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 870, 000 4, 696, 000	一括	1, 174, 000	45, 482	11, 692
1	2, 080, 000				
2	3, 790, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　８７号

物　件　目　録

１　所　　在　　高石市取石五丁目

　　地　　番　　９８番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０２．４７平方メートル

２　所　　在　　高石市取石五丁目９８番地３

　　家屋　番号　　９８番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７３．９２平方メートル
　　２階　７０．４６平方メートル

令和　８年（ケ）第　　８７号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月　８日
大阪地方裁判所堺支部執行係
裁判所書記官　野　田　優　子

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１】
地役権
範　囲　全部
要役地　和泉市室堂町６７３番
設定日　昭和５２年６月２３日
目　的　架空送電線路の設置と、その保守運営のための土地立入通行電線路の最下垂時における電線の高さから３．７５ｍを控除した高さを超えて建造物の築造、立竹木を植栽する等の禁止
【物件番号２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
隣地（地番９８番１）との境界が不明確である。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　８７号

物　件　目　録

１　所　　在　　高石市取石五丁目

　　地　　番　　９８番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０２．４７平方メートル

２　所　　在　　高石市取石五丁目９８番地３

　　家屋　番号　　９８番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７３．９２平方メートル
　　２階　７０．４６平方メートル

令和　8年(ケ)第　　87号
令和　8年　7月　6日受理
令和　　年　　月　　日提出
8.8.13

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部
執行官　峯　畑　仁　彰

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　87号

物　件　目　録

1　所　　在　　高石市取石五丁目

　　地　　番　　９８番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０２．４７平方メートル

2　所　　在　　高石市取石五丁目９８番地３

　　家屋　番号　　９８番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　1階　７３．９２平方メートル
　　2階　７０．４６平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	高石市取石５丁目２番５号
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１） □公衆用道路（物件　　） □　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図（概略）のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない　種　類： □ある　構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 □ある　保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　表札等の表示

(1)　表札の表示　　所有者の姓

(2)　郵便受けの表示　　なし

2　目的土地の現況について

(1)　目的土地では、境界標を確認することができなかった部分も多く存在し、とくに北端には全く境界標が存在しなかったことからその部分の形状を確認することはできなかった。境界線と思われる部分に設置されたブロックなどを手がかりに、おおよその辺長を概測したところ、概ね登記面積どおりと思われるが、形状及び面積については正確には専門家による測量を要する。

(2)　目的土地は目的建物の敷地となっている。

(3)　目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。

(4)　目的土地の南東部分は駐車場及び庭として使用されているが、地積測量図と比較すると、南東側隣地（９８－１）の一部を取り込んで使用していると推測される。その取り込んでいる部分の大きさは、概測で約１．５ｍ×約１２．７ｍと思われるが、前述したとおり、境界標を確認することが出来ない部分が多数存在したため、この数値も正確なものではない。

3　目的建物の現況について

(1)　目的建物の形状は、概ね間取図（概略）のとおりであると思われる。

(2)　目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。

(3)　目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産が存在する。

(4)　目的建物の床は全体的にたわみが感じられ、内壁には多数の穴が存在した。また、LDK及び２階和室の天井には雨漏りあとと推測されるしみが存在し、LDKではたばこの臭いも感じられた。さらに、外壁にはクラックやそれの補修跡が多数見られた。

(5)　目的建物は経年相当の劣化、損耗が認められる。

4　その他の状況について

目的土地には次の内容の地役権が設定されている。

原因　　昭和５２年６月２３日設定

目的　　架空送電線路の設置と、その保守運営のための土地立入通行電線路の最下垂時における電線の高さから３．７５ｍを控除した高さを超えて建造物の築造、立竹木を植栽する等の禁止

範囲　　全部

要役地　和泉市室堂町６７３番

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■所有者の親族	1　目的建物には私と所有者が一緒に住んでいます。 2　目的建物ではとくに不具合はないと思います。 3　LDKと２階和室のそれぞれの天井のしみの原因はわかりませんが、雨漏りではないと思います。 4　目的土地の南東部分の駐車スペースとして使用している部分は、目的土地を購入してから間もなく、９８－１の土地の所有者から当該土地の一部を購入しました。そのため、他人が所有する土地を使用しているという認識はありません。この売買契約を証明することができる資料はいまではなにもありません。
■所有者	目的土地の南東部分の駐車スペースとして使用している部分は、目的土地を購入してから間もなく、９８－１の土地の所有者から当該土地の一部を購入しました。そのため、他人が所有する土地を使用しているという認識はありません。この売買契約を証明することができる資料はいまではなにもありません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居として使用、占有しているものと認める。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
８年７月２７日 12：40－13：10	高石市役所	道路等調査
８年７月２７日 13：15－13：30	物件所在地	物件及び占有確認 所有者の親族と面談 照会文書手交
８年８月３日 18：05－18：08	執行官室	電話照会（所有者の親族）
８年８月７日 14：35－16：10	物件所在地	立入調査（評価人帯同） 所有者及びその親族と面談
８年８月１２日 14：50－15：00	大阪法務局堺支局	公図等調査
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

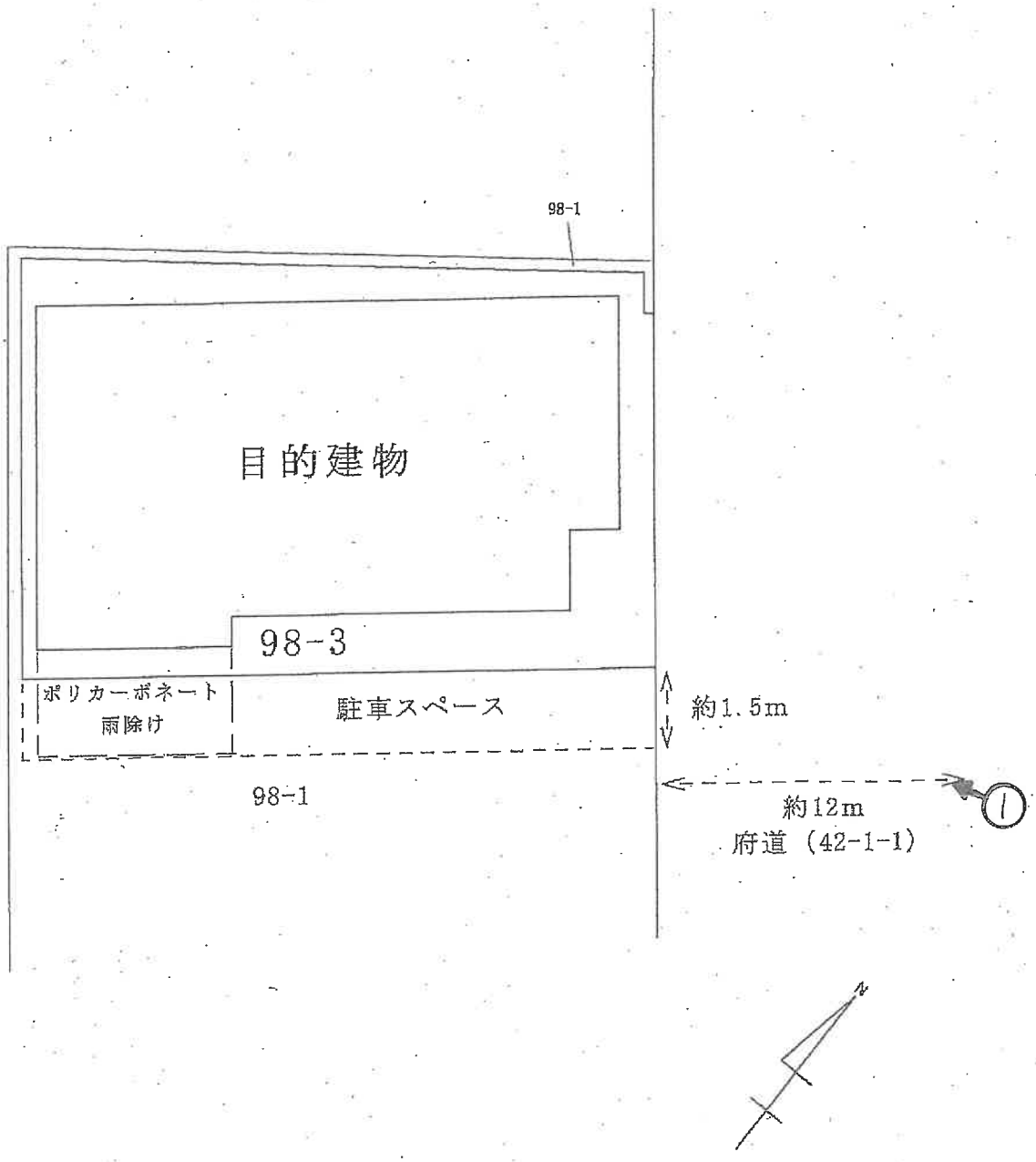
□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

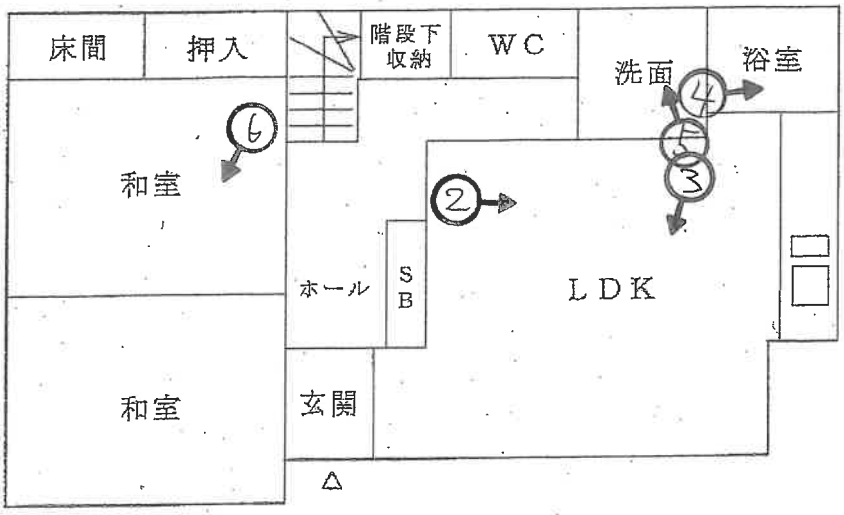
＜ － － － ＞ 現地概測数量



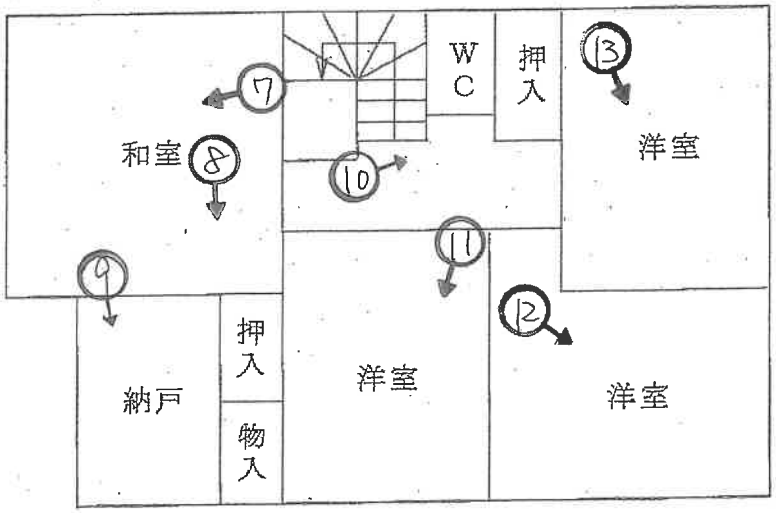
令和８年（ケ）第87号事件

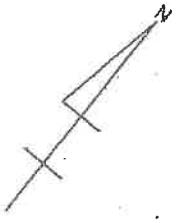
間取図（概略）

（１階）



（２階）





令和８年（ケ）第87号事件

①目的建物



②



③天井のしみ



④



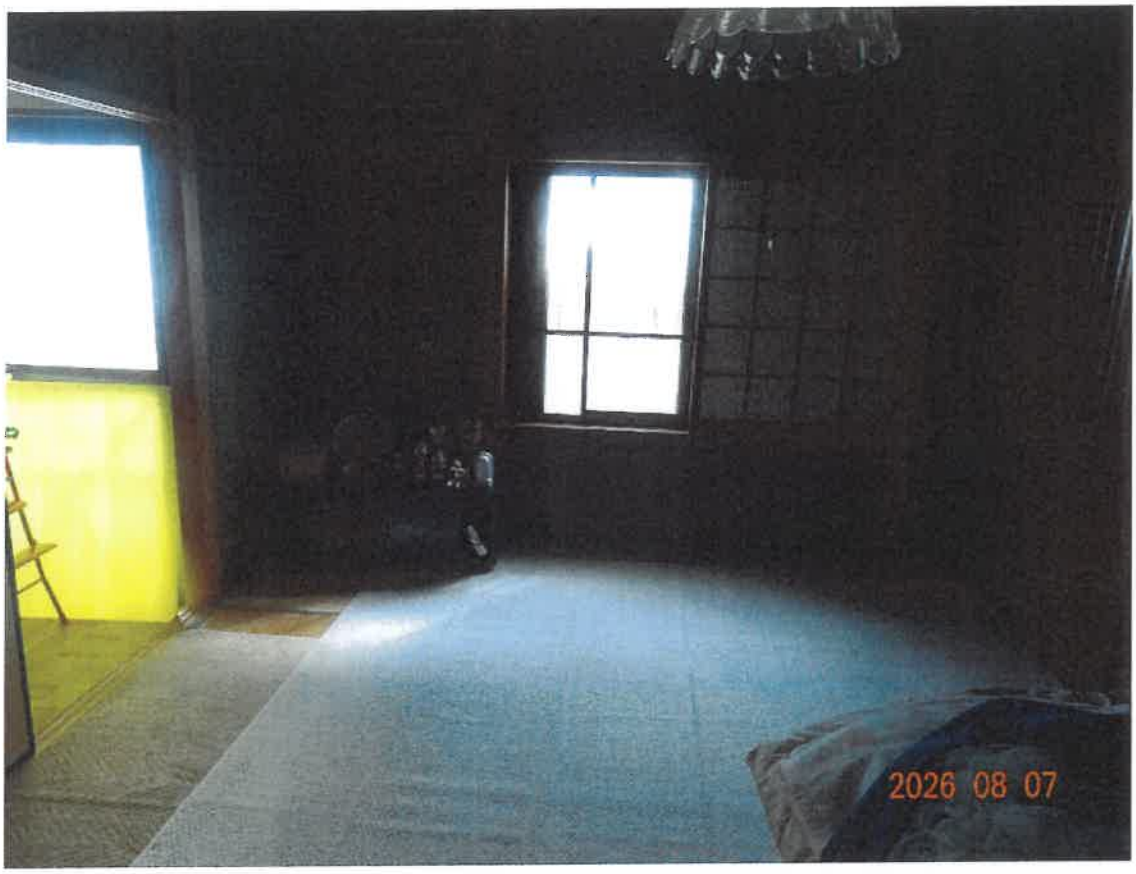
⑤



⑥



⑦



⑧天井のしみ



⑨



⑩壁の穴



⑪



⑫



⑬



令和８年（ケ）第８７号
令和８年８月７日 現地調査
令和８年８月２４日 評　　価

大阪地方裁判所　堺支部　　御中

評　　価　　書

（土地付建物）

評価人　不動産鑑定士

前　田　陽　子

第1　評価額

一　括　価　格	
金　5,870,000 円	
内　訳　価　格	
物件 1	金　　2,080,000　　円
物件 2	金　　3,790,000　　円

1　一括価格は，物件1、2の各不動産について，一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

2　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

3　物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり，物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2　評価の条件

1　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

2　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法58条4項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	物件目録及び建物図面と現地概測数量は概ね一致した。

番号	特記事項
1	・法務局に備え付けられた地積測量図をもとに現地にて確認したところ、隣地との境界が不明確で、特に間口の北端の形状は現地でまったく確認できない。奥行は概ね地積測量図に整合しており、目的土地は概ね登記面積通りの地積と思われるが、上述の通り隣地との境界が不明確であるため、正確には関係者立会いのうえ専門家による測量を要する。 ・目的土地の南東側は駐車スペースであり、奥には雨除けの屋根が設置されている。これらの駐車スペース及び雨除け屋根設置個所の一部は隣地98番1上にあり、現地概測の結果、道路に対して約1.5mの幅で隣地を取り込んでいる。居住者によれば当該部分は98番1の前所有者から買い取ったものとのことであるが、それを証明する資料はない。当該部分には建物自体は建っていないため、本件では目的土地のみを評価対象とし、当該部分の利用について市場性修正で調整する。

第4　目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等　（物件1）

位置・交通	JR阪和線「北信太」駅　北東方　道路距離　約1000m （別添「位置図」参照）	
付近の状況	準幹線道路沿いに一般住宅、共同住宅、作業所等が混在して建ち並ぶ住宅地域。今後，格別の変動要因はないので，当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第2種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	第2種高度地区，宅地造成等工事規制区域，日影規制（二），埋蔵文化財包蔵地
画地条件	規模	102.47㎡
	形状	略長方形
	間口・奥行	間口約7m（北東側）・奥行（最長）約12.7m
	高低差等	平坦地
接面道路の状況	北東側	幅員約12m舗装府道（法42-1-1号道路）に概ね等高に接面。
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	居宅の敷地
	北東側	道路
	北西側	住宅
	南東側	作業所
	南西側	鉄塔
供給処理施設	上水道	あり（特記事項のとおり）
	ガス配管	あり（特記事項のとおり）
	下水道	あり（処理区域内）
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等，特定施設に係る公的資料調査，土地の閉鎖登記簿，昭和37年・同45年・同54年・平成元年の住宅地図の資料調査によれば目的土地自体は特定施設ではないが、南東側隣地は自動車整備の作業所でいわゆるもらい汚染の可能性がないとはいえない。なお土壌汚染の有無，内容についての詳細は専門家による土壌調査を要する。	

特記事項	・法務局に備え付けられた地積測量図をもとに現地にて確認したところ、隣地との境界が不明確で、特に間口の北端の形状は現地でまったく確認できない。奥行は概ね地積測量図に整合しており、目的土地は概ね登記面積通りの地積と思われるが、上述の通り隣地との境界が不明確であるため、正確には関係者立会いのうえ専門家による測量を要する。 ・目的土地の南東側は駐車スペースであり、奥には雨除けの屋根が設置されている。これらの駐車スペース及び雨除け屋根設置個所の一部は隣地98番1上にあり、現地概測の結果、道路に対して約1.5mの幅で隣地を取り込んでいる。居住者によれば当該部分は98番1の前所有者から買い取ったものとのことであるが、それを証明する資料はない。 ・目的土地の地下に浄化槽が残っている。また都市ガスを引き込んでおらず、プロパンガスを使用している。上水道は接面道路に本管が埋設されているものの、当該本管から直接引き込んでおらず、隣地98番1内を通る引込管から目的土地内へ接続して使用している。 ・目的土地は埋蔵文化財包蔵地「大園遺跡」に含まれており、土木工事等の際には60日前までに届け出を要する。詳細は担当課に確認されたい。 ・目的土地は高圧線下地で、次の地役権が設定されている。「原因:昭和52年6月23日設定　目的:架空送電線路の設置と、その保守運営のための土地立入通行電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超えて建造物の築造、立竹木を植栽する等の禁止　範囲:全部　要役地:和泉市室堂町673番」

2　建物の概況及び利用状況　(物件2)

区　　分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日　　(登記記載) 昭和62年6月24日　新築 経過年数　　約39 年 経済的残存耐用年数　　約5 年	
仕　　様	構　　造	木造
	屋　　根	瓦葺
	外　　壁	吹付ほか
	内　　壁	クロス貼・塗り壁ほか
	天　　井	クロス貼・化粧ボードほか
	床	フローリング・畳ほか
	設　　備	電気，給排水設備等
	そ の 他	特になし
床面積(現況)	延　144.38㎡ 増築はなく，登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階　　層	2階建
	現況用途	居宅
	間 取 り	6LDK＋納戸
品　　等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	債務者兼所有者が家族とともに住居として占有している。	
特記事項	・目的建物は築後約39年が経過しており、外壁にはクラックの補修跡が多数みられる。建物内部は床全体にたわみが感じられ、内壁クロスの損傷や内壁の陥没が至る所にみられる。1階浴室のドアはきちんと閉まらず、LDKの内壁クロスは喫煙により変色し、天井に雨漏りのようなシミが生じている。また2階和室は建具が損傷しており、天井に雨漏り跡がみられる。ただし居住者によれば雨漏りはないとのことである。これら以外の大きな損傷等はみられないが、全体的に老朽化しており、概ね経年相応の減価と考えられる。なお窓ガラスに養生テープが貼られているのは、台風等に備えて予防的に行っているものとのことである。 ・目的建物の占有状況については、現況調査報告書を参照されたい。 ・目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・目的建物は完了検査を受けていない。 ・目的建物は基準建ぺい率を超過していると思われる。	

第5　評価額算出の過程

1　基礎となる価格

① 物件1　（土　地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円/㎡）ア	個別格差 イ	地　積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）（千円未満四捨五入）オ（ア×イ×ウ×エ）
1	119,000	0.91	102.47	0.85	9,432,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　高石－9

公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
132,000 円/㎡	× 102 /100	× 100/ 101	× 100/ 112	≒ 119,000 円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差　：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
0.98	1.02	1.12	1.00	1.12

イ　個別格差　：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	1.00	0.90	0.91

その他：高圧線鉄塔に隣接、上水道と都市ガスの引込を要する

ウ　地　　積　：　登記数量による。

エ　建付減価　：　土地と建物の適応状況からみて－15％が適切と判断した。

② 物件2　（建　物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円/㎡）ア	現況延面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）（千円未満四捨五入）エ（ア×イ×ウ）
2	160,000	144.38	0.11	2,541,000

ウ　現価率

経過年数	約39年
経済的残存耐用年数	約5年
観察減価	30％
残価率	5％

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝{残価率5％＋(1-0.05)×経済的残存耐用年数5年／(経過年数39年＋経済的残存耐用年数5年)}
×(1-0.3)≒0．11

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ウ（ア×イ）
1	9,432,000	0.55	法定地上権	5,188,000

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円） （1①オ、1②エ） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） （2①ウ） イ	占有減価 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価（敷金等） カ	評価額（円） （万円未満四捨五入） キ[(ア＋イ)×ウ×エ×オーカ]
1	9,432,000	-5,188,000		0.70	0.70	0.00	2,080,000
2	2,541,000	+5,188,000	1.00	0.70	0.70	0.00	3,790,000
一括価格（合計）							5,870,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的土地の南東側隣地の一部を駐車スペース等として取り込んで利用しており、当該部分の外構等を撤去しなければならない可能性があること、目的土地の南西側に高圧線鉄塔があり、目的土地には地役権が設定されていること、土壌汚染の可能性を否定できないこと、本件地上建物についてアスベスト使用の可能性を否定できないこと、基準建ぺい率を超過していると思われること等を考慮した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ，競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価（敷金等）

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示【高石－9】

所　　在 ： 高石市西取石8丁目104番2
価　　格 ： 132,000円／㎡
位　　置 ： 南海本線「高石」駅 南東方 約1,100m(道路距離)
価格時点 ： 令和8年1月1日
地　　積 ： 88㎡
供給処理施設 ： 水道, ガス, 下水
接面街路 ： 北西5. 6m市道
用途指定等 ： 第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%), 準防火地域
地域の概要 ： 小規模建売住宅のほか農地等が見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

物件1　　3,893,860 円
物件2　　2,599,827 円

第7 附属資料の表示

1 受命物件の位置図
2 公図(写)
3 地積測量図(写)
4 建物図面・各階平面図(写)
5 土地建物位置関係図(概略)
6 間取図(概略)

令和　8年（ケ）第　　87号

物　件　目　録

1　所　　在　　高石市取石五丁目

　　地　　番　　９８番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０２．４７平方メートル

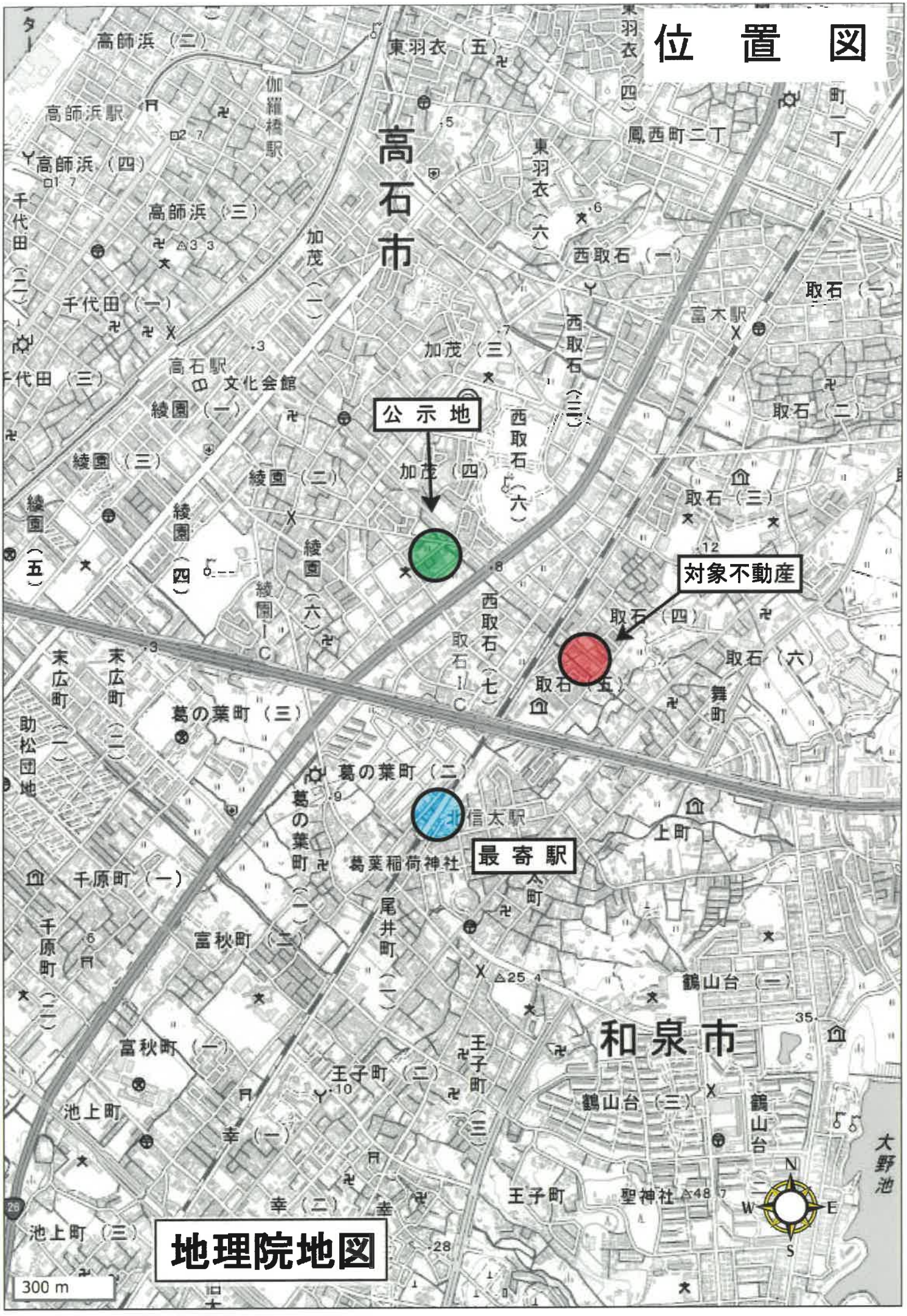
2　所　　在　　高石市取石五丁目９８番地３

　　家屋　番号　　９８番３

　　種　　類　　居宅

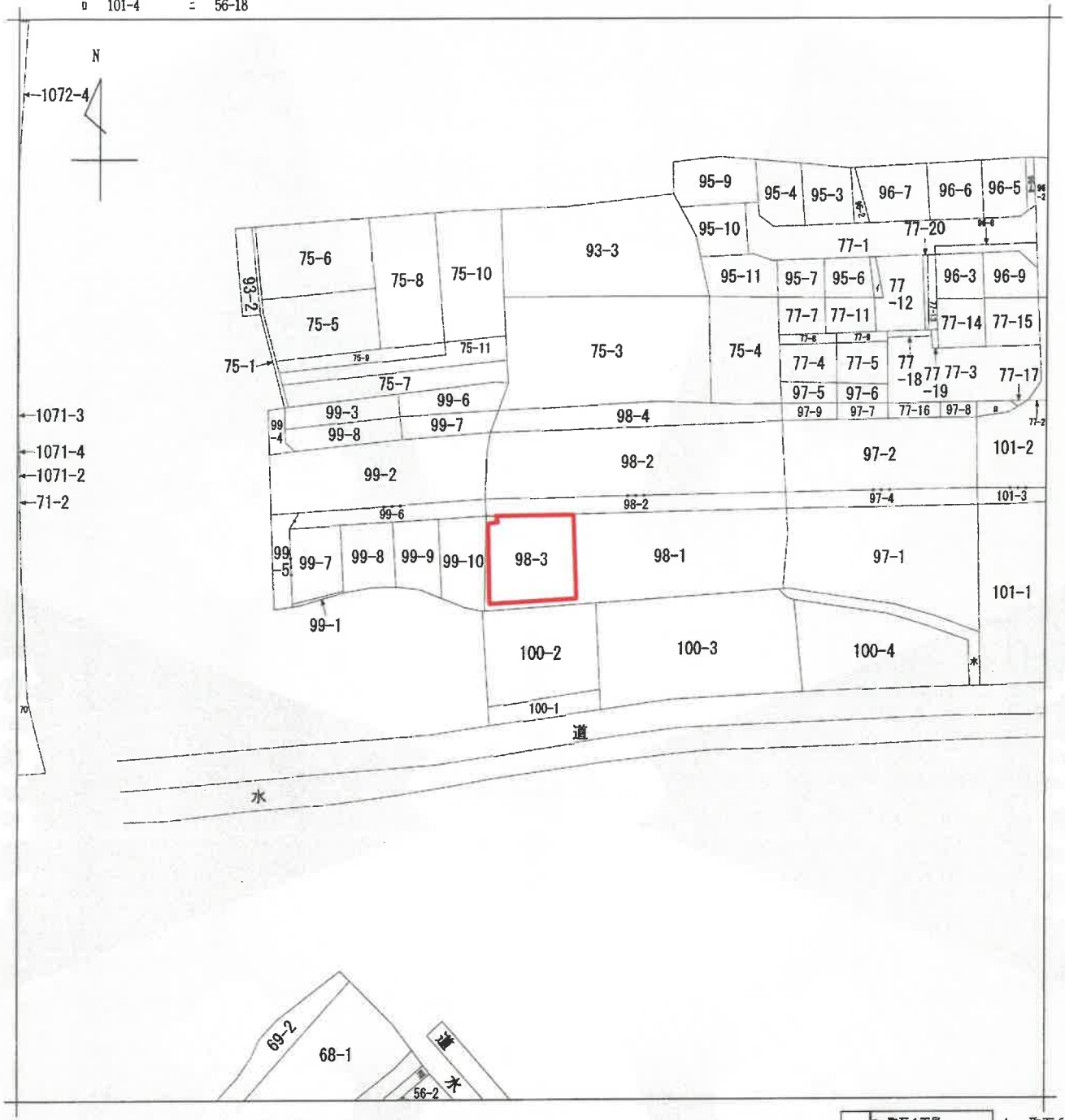
　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７３．９２平方メートル
　　２階　７０．４６平方メートル


位置図
高石市
和泉市
公示地
対象不動産
最寄駅
地理院地図
300 m
N
W
E
S
高師浜（二）
高師浜駅
伽羅橋駅
高師浜（四）
高師浜（三）
千代田（二）
千代田（一）
千代田（三）
東羽衣（五）
東羽衣（四）
鳳西町二丁
東羽衣（六）
西取石（一）
取石（一）
富木駅
加茂（一）
加茂（三）
西取石（三）
高石駅
文化会館
綾園（一）
西取石（二）
取石（二）
綾園（三）
綾園（二）
加茂（四）
西取石（六）
取石（三）
綾園（五）
綾園（四）
綾園（六）
綾園IC
西取石（七）
取石（四）
取石IC
取石（五）
取石（六）
舞町
末広町（一）
末広町（二）
助松団地
葛の葉町（三）
葛の葉町（二）
葛の葉町（一）
信太駅
葛葉稲荷神社
上町
千原町（一）
千原町（二）
富秋町（二）
尾井町（一）
鶴山台（一）
富秋町（一）
王子町（二）
王子町（三）
鶴山台（三）
鶴山台
池上町
幸（一）
王子町
聖神社
大野池
幸（二）
池上町（三）

公図写

イ 95-5　ハ 1072-3
ロ 101-4　ニ 56-18



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	高石市取石五丁目		地番	98番3				
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月22日
大阪法務局堺支局
登記官 [redacted]

請求番号：41-1
(1/1)

A４判に縮小

登記年月日：昭和61年9月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月22日　大阪法務局堺支局　登記官

[redacted]

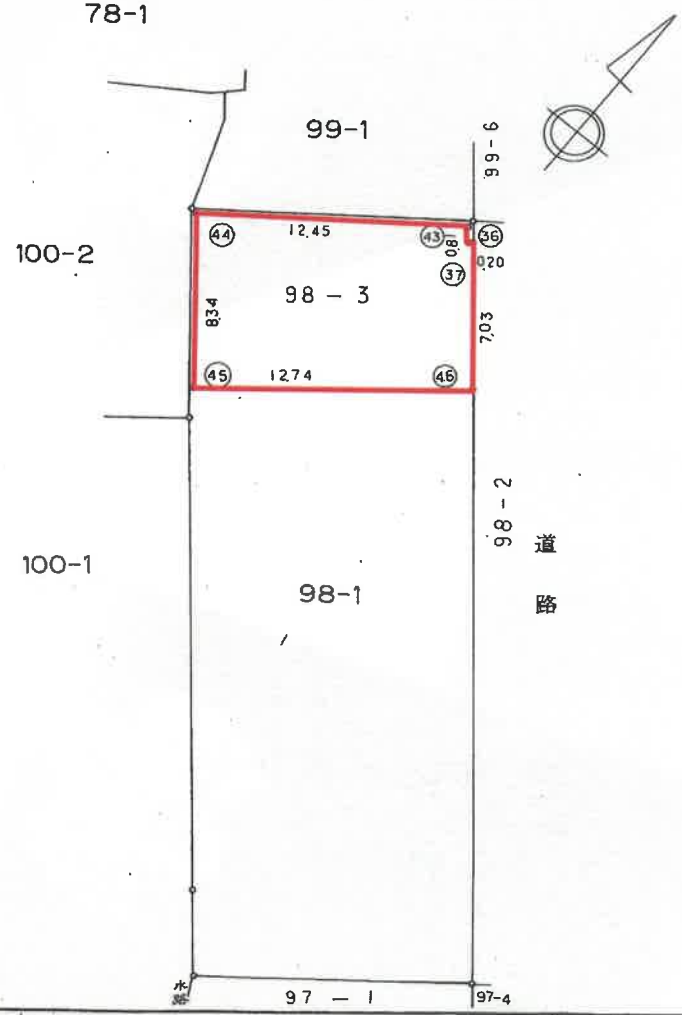
A4判に縮小

前 98-1 後新 98-1, 98-3

[redacted]7861　61.9.30

地積測量図

地番	98-1-3
土地の所在	高石市取石5丁目



** ザヒョウ キュウセキヒョウ **

チバン	NO	ヒョウシキ	X	Y	ヘンチョウ	ソクセン
98-3	44	(釘)	-5.358	-26.839		
	45	(釘)	-11.933	-21.703	8.34	44-45
	46	(金属標)	-3.958	-11.763	12.74	45-46
	36	(金属標)	1.527	-16.163	7.03	46-36
	37	()	1.402	-16.319	0.20	36-37
	43	()	2.032	-16.825	0.81	37-43
	44	(釘)	-5.358	-26.839	12.45	43-44
			バイセキ 2A	204.954680		
			メンセキ A	102.477340	チセキ	102.47
98-1			コウボ	401.551200		
			ソウケイ	102.477340		
			ザンチ	299.073860	チセキ	299.07

* シヨウキシュ　JEC M-2880 プロッテイングライター システム
* コウシキ　A = 1/2 Σ(X2-X1)(Y2+Y1)

作製者　土地家屋調査士 [redacted]　(昭和 61 年 8 月 25 日作製)

申請人 [redacted]

縮尺 1/250

請求番号：41-2

登記年月日：昭和62年6月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月22日　大阪法務局堺支局　登記官 [redacted]

A4判に縮小

各階平面図

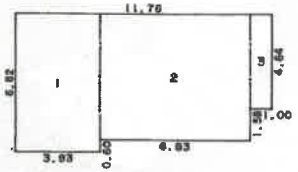
5413198

家屋番号	98-3
建物の所在	高石市取石5丁目98-3

[redacted] 建物図面 各階平面図

62.6.27

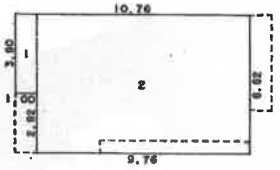
1階



求積表

1	6.82	X 3.93	=	26.8026
2	6.22	X 6.83	=	42.4826
3	4.64	X 1.00	=	4.6400
		合計		73.9252
		床面積		73.92 ㎡

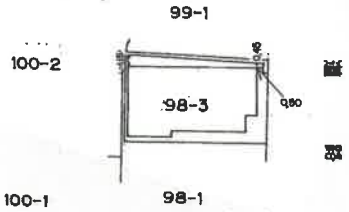
2階



求積表

1	3.90	X 1.00	=	3.9000
2	6.82	X 9.76	=	66.5632
		合計		70.4632
		床面積		70.46 ㎡





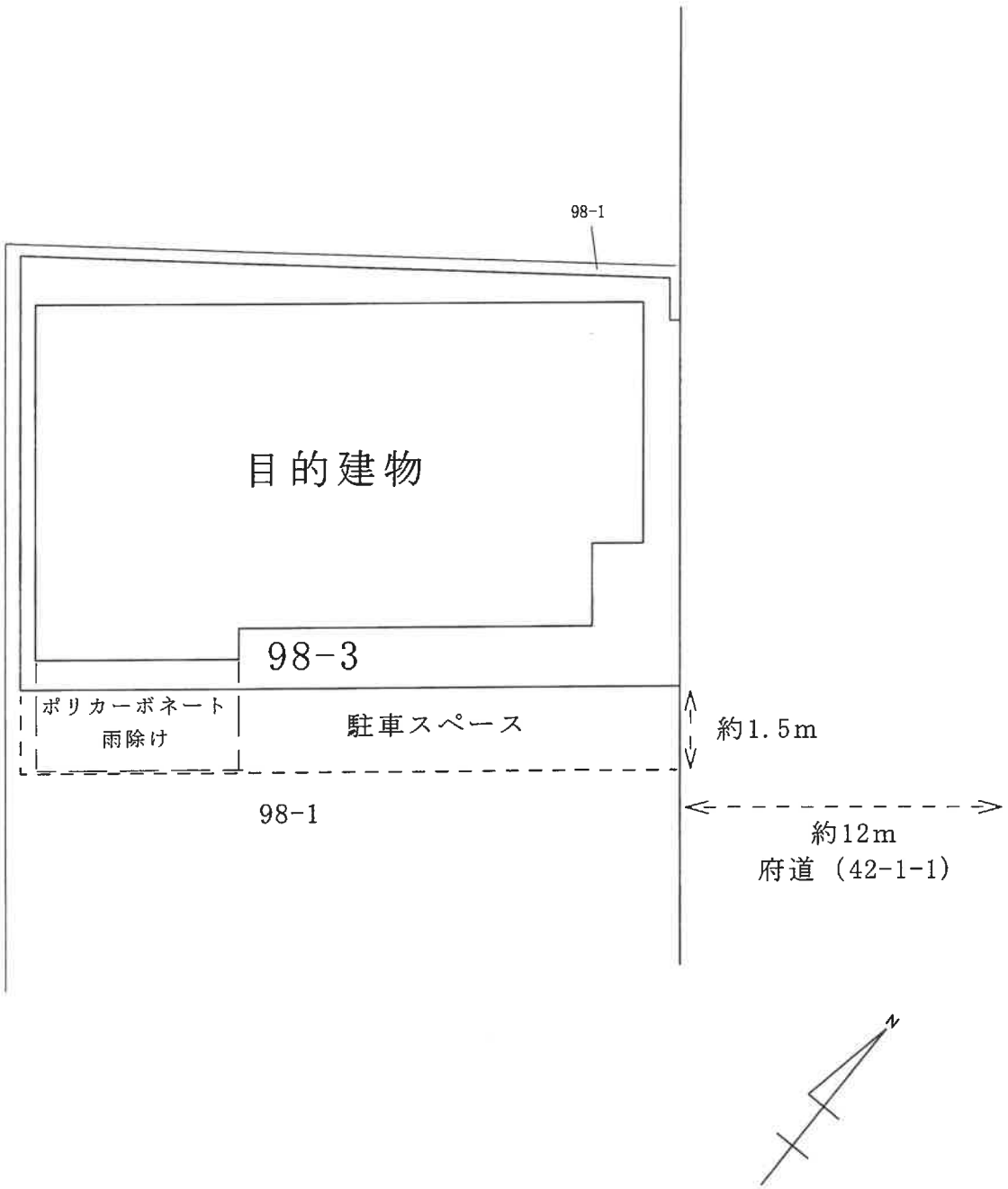
作製者	土地家屋調査士 [redacted] 昭和62年6月25日作製	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

請求番号：41-3

土地建物位置関係図（概略）

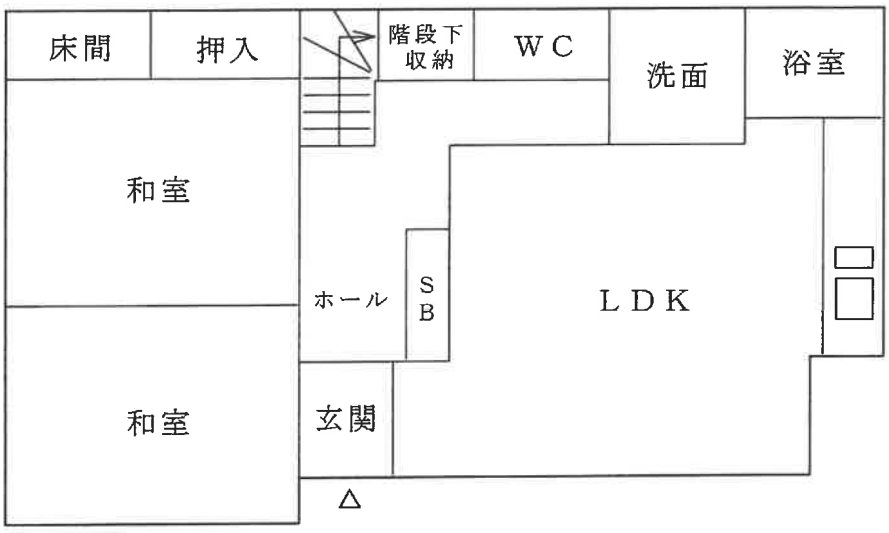
＜ — — — ＞ 現地概測数量



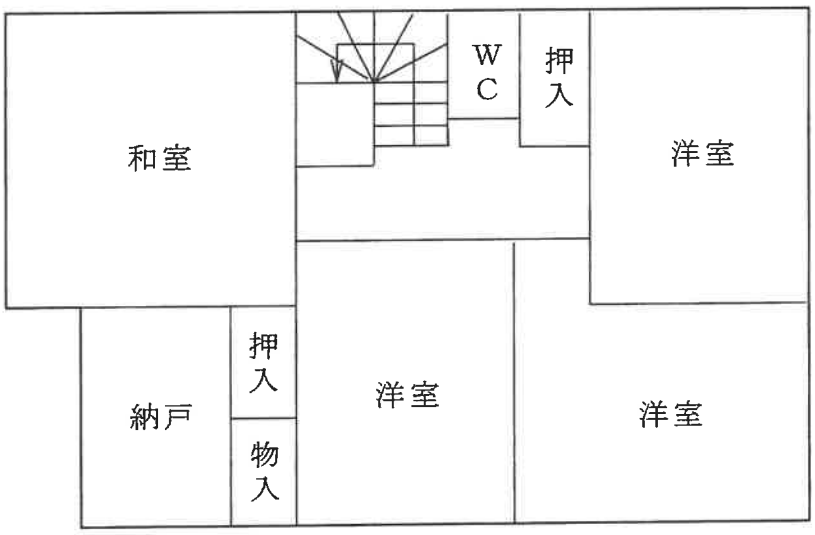
令和８年（ケ）第87号事件

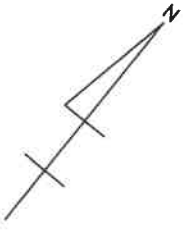
間取図（概略）

（１階）



（２階）





令和８年（ケ）第87号事件